



原
本

22総総法審第202号

裁 決

[Redacted]
[Redacted]

審査請求人 [Redacted]
東京都板橋区南常盤台1-22-7
サンシュウビル406
あざみ法律事務所
上記代理人弁護士 西田美樹

処分庁 足立区中部福祉事務所長

審査請求人が平成22年7月1日に提起した保護廃止決定処分に係る
審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し平成22年5
月17日付けでした保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

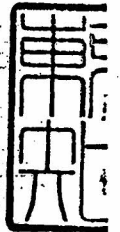
第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し平成22年5月1

7日付けで行った、生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第2 経緯（ケース記録、本件指示書、本件処分通知書）

- 1 平成19年7月26日、処分庁は、請求人に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成22年4月16日、処分庁は、請求人に対し、法27条1項の規定に基づき、「平成22年5月14日（金）午前10時」を期限として「1日4時間・週3日以上稼働時間・日数で何らかの仕事に就く」こと（以下「本件指示」という。）を指示内容とする、同年4月15日付けの指示書（22足中福発第205号）を請求人に交付した。
- 3 平成22年5月17日、処分庁は、請求人が、本件指示に従わなかったことから、法62条3項に基づき、同月15日付けで請求人の生活保護を職権廃止することを決定（本件処分）し、請求人に通知（交付第019770号）した。



行政書士
事務所

第3 当庁の判断

- 1 法によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法27条1項）、被保護者には、当該指示に従う義務が課されている（法62条1項）。

また、保護の実施機関は、被保護者が前記義務に違反したときは、弁明の機会を与えたうえで、保護の廃止等を行うことができる（法62条3項、4項）。

- 2 これを本件についてみると、本件処分は「指示違反」を理由とするものであるが、その内容は、請求人が本件指示に従う義務に違反

したものであると認められる（弁明書4・(24)、ケース記録）ところ、処分庁は、請求人に対し、請求人が、本件指示に従う義務に違反したことに対する「弁明の機会」を付与していないことが認められる（ケース記録）。

そうすると、本件処分は、法62条4項に基づく弁明の機会を付与しないままなされた、処分に至る手続きにおいて法に定める要件を欠く、瑕疵あるものといわざるを得ない。

したがって、必要な手続きを経ないまま同条3項を適用してなされた本件処分は、その余の点について判断するまでもなく、違法又は不当な処分として取消しを免れない。

第4 結論

以上のおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法40条3項の規定を適用して、主文のおり裁決する。

平成22年9月8日

審査庁 東京都知事 石原慎太郎

